

第2回合同会議、第3回合同会議における検討項目等について（案）

1．合同会議の審議内容の見直し

第1回合同会議において、第2回合同会議で取りまとめ案まで審議することとしていたが、以下のとおり2回に分けて審議することとする。

○第2回

区分

燃費基準値（技術普及見込に関するヒアリング結果について）

目標年度

○第3回

燃費基準値

取りまとめ案

2．第2回合同会議での検討項目について

○区分について

2015年度燃費基準では、自動車の種別（軽¹／軽量²／中量³）、燃料の種類（揮発油／軽油）、自動車の構造（A⁴／B1⁵／B2⁶）、変速装置の方式（MT／AT）及び車両重量で全77の区分ごとに基準値を設定しているが、燃費・排出ガス性能や市場でのシェア等を勘案し、現在の区分を見直す必要がないか検討する。

○燃費基準値（技術普及見込に関するヒアリング結果）について

今後どのような燃費向上技術がどの程度普及するか、メーカーヒアリングに基づく意見交換を行う。

○目標年度について

燃費改善に向けた開発のための期間を十分に確保する観点から、小型貨物自動車のモデルチェンジのサイクルを考慮して、適切な期間を設定する。

3．第3回合同会議での検討項目について

○燃費基準値について

次期判断基準の策定にあたっては、技術普及見込に関するヒアリング結果を踏

¹ 「軽」とは、道路運送車両法施行規則第2条の軽自動車であって貨物の運送の用に供するものをいう。以下同様。

² 「軽量」とは、道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの。以下同様。

³ 「中量」とは、道路運送車両法施行規則第2条の普通自動車又は小型自動車（車両総重量が1.7トン超3.5トン以下のものに限る。）であって貨物の運送の用に供するもの。以下同様。

⁴ 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同様。

イ 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

ロ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ハ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

⁵ 「構造B1」とは、構造Bのうち備考1ロに掲げる要件に該当する構造をいう。以下同様。

⁶ 「構造B2」とは、構造Bのうち構造B1以外の構造をいう。以下同様。

まえ、可能な限り高い基準となるよう適切な基準値を設定する。

- 取りまとめ案について

4．今後のスケジュールについて

- 8～9月頃 ： 第3回合同会議（燃費基準値、取りまとめ案）
- 10月～11月頃： パブリックコメント（30日以上）
 ： WTO/TBT通報（60日以上）
- 12月頃 ： 取りまとめ予定（必要に応じ合同会議開催）

注）第2回合同会議での審議状況を踏まえて、上記スケジュールは変更の可能性有。